

## 第4節 その他の取組

医療費適正化の目標値として、第3章第2節（41頁）に示したとおり5つの目標値を掲げていますが、そのうち「都民の生活習慣病予防の推進に関する目標」は、3項目とも対象年齢層が40歳から74歳までで医療保険の加入者となっています。

都では、75歳以上の後期高齢者における生活習慣病等の早期発見や生活保護受給者における生活習慣病予防も併せて推進していきます。

本節では、これら都独自の医療費適正化に向けた取組について述べていきます。

### 1 後期高齢者における健康診査の推進

75歳以上の後期高齢者に対する健康診査や保健指導に関し、国は「標準的な健診・保健指導プログラム」において、生活の質（QOL）の確保の観点からの取組が重要という考え方を示しています。

特に健康診査について、後期高齢者についても、糖尿病等の生活習慣病を早期発見するための健康診査は重要であり、基本的には75歳未満と同様の項目が適切とされています。（図表4-4-1）

このような重要性を踏まえ、後期高齢者に対する健康診査の実施は、高齢者医療確保法第125条において、各都道府県に設置された後期高齢者医療広域連合の努力義務として位置付けられました。

東京都後期高齢者医療広域連合では、健康診査事業の実施を決定し、具体的な健康診査事業は各区市町村に委託されています。

医師の指導や治療を受けていない後期高齢者が生活習慣病等を早期発見し重症化を防ぐには、積極的に健康診査を受診することが重要です。

東京都は、都民の健康増進の観点から広域連合の健康診査事業を支援していきます。

### 2 生活保護受給者に係る医療扶助の適正化

#### (1) 医療扶助適正化における生活習慣病予防の対策

生活保護受給者に対する医療費の給付は、その10割を保護費（医療扶助）として給付するのを主としますが、東京都及び区市町村の生活保護部門が、最低限度の生活を保障する生活保護制度の趣旨から課題としてきた医療扶助の適正化は、医療保険制度において医療費適正化を進める背景にも通じています。

元来、生活保護の受給は疾病や障害に起因する傾向が強いことから、単なる医療費の給付だけでは、著しい高齢化が進行する中で、将来の経済的自立が望めない構造下にあります。

そこで、生活保護受給者についても、生活習慣病の予防対策を目的とした早期の取組により、中長期的視点に立った医療扶助の適正化を進める必要があります。

## (2) 生活保護部門と保健衛生部門の連携の推進

生活保護受給者に対する生活習慣病予防のための健康診査及び保健指導は、健康増進法に基づき、各区市町村（保健衛生部門）が努力義務として実施します。保護を実施する福祉事務所は、この保健衛生部門との連携を通して医療扶助の適正化に資するような実施体制を確保していく必要があります。

また、医療扶助の適正化は、増大する医療扶助の給付を抑制することはもとより、生活保護受給者の自立のために真に必要とされる支援を行っていくことを根本的な課題としていると考えます。

そこで、東京都は、福祉事務所が自立支援プログラム等の支援事業を実施するに当たり、各区市町村（保健衛生部門）の実施する健康増進事業との連携を支援していくことで、被保護者の健康づくりに寄与することを目指していきます。

図表4-4-1 後期高齢者の保健事業について

### 【「標準的な健診・保健指導プログラム」(確定版)(平成19年4月)より抜粋】

「(1) 後期高齢者に対する健診・保健指導の在り方」 から

- ① 基本的な考え方について
  - 75歳以上の者(後期高齢者)については、必要な場合には、75歳となる前までに、特定保健指導が行われてきていると考えられる。
  - 後期高齢者については、生活習慣の改善による疾病の予防効果が、75歳未満の者よりも大きくないと考えられるとともに、生活習慣の改善が困難な場合も多く、生活の質(QOL)の確保が重要になってきている。
  - また、生活習慣の改善による疾病の予防というよりも、生活の質(QOL)を確保し、本人の残存能力をできるだけ落とさないようにするための介護予防が重要となってきたと考えられる。
  - その一方で、糖尿病等の生活習慣病を早期発見するための健康診査は重要である。
- ② 健康診査について
  - 後期高齢者についても、糖尿病等の生活習慣病を早期発見するための健康診査は重要である。
  - 75歳未満の者に対する健診項目は、糖尿病等の生活習慣病に着目したものであるため、後期高齢者の健診項目については、基本的には、75歳未満と同様の項目とする。
  - ただし、積極的な減量等を一律に行わないのであれば、腹囲については、医師の判断等によって実施する項目とすることが適当である。
  - また、心電図等の医師の判断により実施する項目については、健診機関の医師が、これらの検査の必要性を含めて、受診勧奨とするか否かを判断し、受診勧奨と判断された者については、医療機関において、必要な検査を実施する。
  - 後期高齢者に対する健康診査の主な目的が、生活習慣病を早期に発見して、必要に応じて、医療につなげていくことであるならば、糖尿病等の生活習慣病についてかかりつけ医を受診している者については、必ずしも、健康診査を実施する必要はないと考えられる。